

【研究ノート】

ロシア向け投資における 乗っ取りや移転価格課税によるリスク

宮 地 秀 門

要 旨

BRICs の一角のロシアは、1998 年の金融危機を転換点に、豊富なエネルギー資源の価格高騰により、急激な経済成長を見せ、2011 年には、WTO に加盟が確実になっている。日本との経済関係は、天然ガス、木材、水産物などの資源の輸入と、最近では、トヨタ、日産が現地組立工場に進出するなど重要な拠点として進展しつつある。政治面では、1989 年のソ連崩壊後混迷が続くも、2000 年から 2008 年までのプーチン大統領が「強いロシア」をスローガンに、愛国心の高揚を掲げ、政治情勢の安定化が進んでいる。日本との政治関係では、2010 年 11 月にメドヴェージェフ大統領が北方 4 島の一つである国後島を訪問したことによって、日本人のロシアに対する嫌悪度が高まっている。本稿では、このようなロシア国内で起きた投資面と税務面の係争事案の中から、国家の意向による乗っ取りを含めた不可解な個別事案を取り上げて、ロシアでのビジネスの難しさを紹介している。特に、移転価格税制の恣意的な執行により、多額な二重課税に陥り会社存続が危うくなったユコス社事件について、税務当局の更正内容を検証した。なお、本稿を執筆するにあたっては、大東文化大学在外研究員として 2007 年 7 月から 9 月までハバロフスク経済法律アカデミー（大学）でヒヤリングし、2011 年 3 月末までに資料収集したものがベースとなっている。

キーワード

乗っ取り、移転価格課税、国家の関与

目 次

はじめに

第 1 章「サハリン 2」プロジェクト問題

第 2 章ユコス社事件

第 3 章日系企業に対する追徴課税及び乗っ取り事件

第 4 章新興国における移転価格税制の執行強化に対する日本の対応のあり方

まとめ

はじめに

BRICs のひとつであるロシア連邦共和国は、1998 年のアジア通貨危機に端を発した金融危機を転換点とし、それ以来急激な経済成長を見せている。2007 年の実質 GDP 成長率プラス 8.3% をピークに、2009 年にはグローバル金融危機の深刻化と原油価格下落で、同マイナス 7.9% 記録するも、2010 年には同プラス 4% に回復した。日本のトヨタが 2005 年に、日産が 2006 年にサントペテルブルクに組立工場を建設するなどの市場参入に代表されるように、いまや中国やインドと同様に日系企業にとって重要戦略拠点となっている。

こうしたロシアの急速な発展も背景として、広大な国土と豊富な天然資源はもちろんのこと、CIS⁽¹⁾まで含めると 2 億 8 千万人（ロシア連邦共和国は 1 億 4 千万人）の消費市場が存在するなど、国民の高い教育水準、政治情勢の安定化、税制改革の促進、経済特区の新設、外資系企業の活発な進出、そのほか各種法令の整備などがあげられる。

このことから日系企業の関心の度合いの高さとして、2010 年 9 月時点でジャパングループ加盟企業が 194 社と 6 年前に比べ約 3 倍になっている。

また、17 年間の悲願であった WTO（世界貿易機関）に 2011 年中にも加盟が承認されることが確実になり、ロシアの市場が国際規格になることが期待されている。

一方、すでにロシアで事業を展開中あるいは今後ロシアに進出を予定している日系企業にとり留意すべき点として、時間を要し時に不安定な許認可事項、通関の問題、税務を取り巻く徴税者側の対応など欧米の主要先進国と比較しても必ずしも物事が円滑に進まないという事象がしばしば見受けられていることが挙げられている。それらロシア当局による不可解な執行が引き起こした個別問題については、これまで一時的に取り上げられたが結末については報道されなかったり、何が問題となっているのか不明であったり、ロシア当局から不透明な執行を受けた企業側に問題があったのではとの印象や、納得できないのであれば訴訟等に持ち込めばいいのではないかとし、残念ながら深刻に取り上げられなかった。

そこで本稿では、投資面で、資源はロシア固有の利益であるというロシア政府の主張が全面に出ている「サハリン 2」プロジェクト問題をとりあげ、税金面で、ユコス社事件等の不可解な税務調査による巨額な追徴課税による乗っ取り圧力の問題及び難題をつきつけての日系企業の乗っ取り事件をとりあげる。いずれも個別問題として見過ごすことなく、特に税金面については、納税者サービスが充実し、威圧感が少ない日本の税務執行に慣れきっている日本企業にとって、国家が政治権力の意向を受けて税金の追徴で企業を追い込み、挙句の果てに資産を収奪していき、国益や愛国心を露骨に出す世界の現実を直視してもらうことを目的としている⁽²⁾。

第1章 「サハリン2」プロジェクト問題

1. 「サハリン2」プロジェクトの概要

「サハリン2」プロジェクトとは、サハリン島（樺太）近辺の石油や天然ガスなどの天然資源採掘プロジェクトの総称である。ロシアにとっても日本にとっても重要なプロジェクトであり、同島の北東部で石油や天然ガスなどを採掘し、それを南部のアニワ湾までは約 800 km のパイプラインを建設して運ぶ事業である。同プロジェクトは、エリツィン政権下の 1990 年代前半に始まったプロジェクトで、本来はロシア政府が権益を独占するはずの事業であった。しかし当時は、ソビエト連邦崩壊後の経済混乱期で、約 100 億ドルと見積もられた総事業費を賄うことは当時のロシア政府には困難であった。そこで、1994 年にロシア政府は、同プロジェクトをすべて外資に売り渡すことにしたのである。

同プロジェクト参加の権利を落としたのは、オランダのロイヤル・ダッチ・シェル社（世界第 2 位の石油エネルギー企業）と日本の三井物産、三菱商事の 3 社であった。この 3 社で共同開発会社の「サハリンエナジー・インベストメント（以下 SI）」社を設立し、同社は資源の採掘に当たる契約（生産物分与契約（PSA）^⑨）をロシア政府と結んだ。また、日本の 2 社が同社の経営に加わったことで、サハリン島から北海道までパイプラインを結んで、直接日本へ天然ガスを送る計画もされていた。

SI 社への出資比率はロイヤル・ダッチ・シェル社が 55%、三井物産 25%、三菱商事 20% で、開発にかかる総事業費を回収するまでは 3 社で利益を独占し、費用を回収した後はロシア政府と利益を折半する契約だった。1998 年から実際の採掘が始まったものの、様々な要因で総事業費は約 200 億ドルにまで膨らんだ。

事業費の高騰という問題はあったものの、その後も同プロジェクトは順調に進んでいた。しかし、2006 年の 9 月 18 日に、ロシア政府は突然に環境対策の不備を理由に、同プロジェクト第 2 期工事実施の前提となる環境評価（2003 年には既に環境評価は承認されていたが）の取り消しを表明した。パイプライン工事とともにサハリン最南端のプリゴロドノエには、世界最大規模の最新式液化天然ガス（LNG）工場を日本企業が中心となって建設中で、8 割方完成していたこともあって 3 社には衝撃が走った。

生産される LPG の半分以上を日本の電力、ガス会社が購入予定で、2008 年から東京電力が年 150 万トン、東京ガスが 110 万トン、その後九州電力、東北電力もそれぞれ 50 万トン（2009 年）、42 万トン（2010 年）輸入する契約を結んでいる。同プロジェクトは生産物分与契約（PSA）に基づくもので、投資企業が投資額を回収するまでは生産物をすべて所有し、ロシア政府には利益の 6% しか残らない。ロシアはこの契約が極めて不利だとして、同プロジェクトにロシア企業を参加させるように圧力を加えていた。その実は「ロシア政府が株式の過半数を取得している半国営企業の世界最大の天然ガス企業ガスプロム社も「サハリンエナジー・インベストメント」社の

経営に加えろ」という意図であった。環境評価の取り消しという理由は、ロシア企業を参入させるための口実とみられる。当時、日本の自民党政権は、最初は日ロ関係に悪影響を及ぼすと警告を発していた。しかしその後「日本国政府としては民間企業の交渉を見守る」として、不介入の方針となったこと、また環境評価に対する対応で LNG 生産が遅れた場合には、SI 社の年間負担増は 100 億ドルにも達する上に、東京電力等の長期購入契約の顧客に対し LNG を手当てしなければいけないとして、SI 社は譲歩せざるを得なかった。もちろん欧米各国からもロシアの強引な手法に対して批判をしたが、個別事案としてそれ以上の動きにはならなかった。

2006 年 12 月に、ついにガスプロム社は 74 億 5 千万ドルで SI 社の 50% 超の株を買収することが決定した。最終的な出資比率は、ガスプロム社が 50%+1 株、ロイヤル・ダッチ・シェル社が 27.5%、三井物産が 12.8%、三菱商事が 10% になったこと、および SI 社が提出した環境改善計画が承認されたことで、2007 年 10 月に工事停止の問題は決着し、1 年以内に工事を完成することになった。2009 年 2 月 18 日麻生太郎首相がサハリン島を訪問し、メドベージェフ大統領とともに、ロシア初の LNG 工場の稼働式典に出席した。これで、全世界の LNG 生産量の 5% に当たる年間 980 万トンを生産することになり、その 65% が日本向けである。

2. 「サハリン 2」プロジェクトの残したもの

戦後、日本が深くかかわったサハリン関係の事業（たとえば 1970 年代半ばの「サハリン大陸棚石油・天然ガス探鉱開発プロジェクト」など）はいずれも成功をおさめることができなかった。その最大の原因は、石油・天然ガス分野への外国からの投資であっても同分野からの利益はソ連・ロシアのものという姿勢と、法律・責任当局など制度自体の不備や朝令暮改の問題であった。これは流布されていることである。もう一つ重要な原因にソ連時代からのロシア国民の間に、外国資本に対する拒否反応が存在している。また、政府自体が外国からの投資を、経済活性化のための一時的・臨時の手段としか考えない傾向があったことが指摘されている。「サハリン 2」プロジェクト事件の根底にも、外資導入は外国企業のみを利することになる一方、ロシアの資源は自分たちのものであるにもかかわらず、先進国に強奪されているとの意識があったようである。

第 2 章 ユコス社事件

1. ユコス社事件の概要 — 不可解な課税内容

ユコス社のミハイル・ホドルコフスキー社長（当時）はソ連崩壊後の 1990 年代、国家資産の民営化に乗じて巨万の富を築いたオリガルヒ⁽⁴⁾の代表格であった。同社長はソ連崩壊から金融業を拡大し、資金難だった政府への貸付担保として政府保有の石油設備等を取得、1993 年にユコス社を設立した。同社は、欧米の探鉱・生産技術やマネジメントスキルを積極的に導入する一方、1998 年のルーブル切り下げ、1999 年以降のルーブル安、石油の国際価格の高騰を背景に潤沢な

資金を投資に振り向けることができ、1999年から2003年にかけて年率12.5%の大幅増産を達成した。同社長は、同社をロシア最大手の石油会社に育て、ロシア隋一の富豪として「石油王」の異名をとった。

しかし、2003年7月にユコス社の持ち株会社のレベジェフ会長が逮捕され、ユコス社に捜査が入った⁶⁾。同年10月に当局はホドルコフスキー社長を逮捕、ユコス株の44%を差し押さえた。容疑は、民営化と資産獲得の過程で同社が脱税・横領・不正な株取得・殺人などを犯したというものであった。結果的に、2005年9月に両氏に対して禁固9年の実刑判決が下されたが、その経緯については後述するとして、前記容疑のうちユコス社解体につながった脱税容疑について検討を加えることとした。

2003年12月29日のロシア税務省からの更正通知による同容疑の内容は、

- (1) ユコス社はロシア国内の国内オフショア⁶⁾の特恵税制適用地域⁶⁾であるモルドヴィア共和国（沿ヴォルガ連邦管区の共和国）、エヴェンキ自治管区（シベリア連邦管区の自治管区）等や閉鎖行政地域⁶⁾のチェリャビンスク等に22のダミー会社⁷⁾の関係会社を設立し、これらをタックヘイブン⁸⁾のダミー会社と認定し、それらの支払いを（移転価格〈親会社と子会社など関連企業間の取引に適用される販売価格〉）を通じて、法人税法の規定に反した「法人税負担縮減スキーム」を実行していたとした。
- (2) その結果、ユコスグループ全体の取引すなわち石油採掘・精製・販売などすべての段階で得られた課税対象利益を圧縮し、多額の法人税の支払い負担を免れていたとして、ユコス社に対し、本税のほか罰金や延滞税含め、計約980億ルーブル（約32億ドル）の追徴を求めた。

であった。

ユコス社の手口は、他の石油や天然ガス会社グループも同じようにやっていた。その方法は、具体的に次のような手順で行われた。

- (1) 大手石油会社が傘下の石油生産企業の石油を、国内オフショア等の特恵税制適用地域に登録された関連会社もしくはダミー会社に、国際価格の数分の一という異常に安い価格（移転価格）で売却する。
- (2) 国際価格の数分の一で石油を購入した関連会社は、国際価格の約三分の二程度の価格で、それを当該大手石油会社傘下の製油所に売却する。そのような形で、特恵税制適用地域に登録された関連会社に利益の大半が蓄積されるようにし、法人税を「節税」する。

その結果、大手石油会社の2002年の「法人税引前の利益」に占める法人税額の割合は、法人税率が24%にもかかわらず、ルクオイル社が31.8%、ユコス社が12.9%、TNK社が14.9%、タトチネフ社が24.2%、シブネチフ社が12.3%、スルグートネフチガス社が24.9社であった。

前記の手口で節税していた多くの石油や天然ガス会社の中から唯一ユコスが脱税容疑等で拘束された。ホドルコフスキー氏が左右を問わず反政権派に献金してロビー活動を展開したため、プーチン大統領（当時）に政敵排除されたといわれている。また、「資源は国家のもの」という資

源ナショナリズムに反するユコス社の企業活動に対し、プーチン政権の反発を招いたという考えもある⁹⁾。

ロシアでは庶民が困窮した 1990 年代に、一部のオリガルヒが富を築いたことへの反感が強い。国民の多数派はホドルコフスキー氏の拘束に快哉すら叫び、以降は「政権に従順なオリガルだけが生き残れる」との掟に基づいて経済の国家統制が一気に加速してきている。

2. ユコス社の反論¹⁰⁾

2003 年 12 月 29 日にロシア税務省からの税務調査の更正通知を受け、ユコス社は 2004 年 1 月 12 日にロシア連邦税の大臣に対し、22 の関連会社に所得を不正に移転したことはないとし、約 980 億ルーブル（約 32 億ドル）の本税や罰金や延滞税含めた追徴について全部取り消しの異議申し出をした。

その理由として

- (1) かりにその追徴額を受け入れると、ユコス社の売上総利益（粗利益）は約 84% と異常な事態となり、その追徴は不合理である。
- (2) また、22 の会社はユコスの関連会社であるとのロシア税務省の主張であるが、それは税法に反しており立証されていない結論である。
- (3) それらの会社は税法に対するコンプライアンスを持ち、そのことは色々な地区で行われたすべての調査（監査）において税務上問題がないとされていた。

と、ユコス社はあげている。

異議申し立てに当たってのユコス社の声明では、

「ロシア税務省大臣による多額な法人税の追徴請求は、政治的な意図を持った非難すべき内容である。」と述べている。

ユコス社がモスクワ調停裁判所に提出した反論は、以下の 4 項目である。

- (1) 22 社は、ユコス社に支配された関係会社ではなく、独立した企業である。
これに関するユコス社の主張は以下のとおりである。
- ①税務調査の過程で、ユコス社は、税務調査官が 22 の会社の大部分がユコス社一石油生産者（製造者）の関係会社であると恣意的に決定したことに反論してきた。
- ②税務調査官は、ロシアの移転価格税制で規定されている支配の要件であるユコス社が直接的にも間接的にも 20% 以上株式を保有しているということの立証をしていない。
- ③22 の会社は独立した企業で、その各々の取引は、独立企業間取引として適切なものであった。
- ④税務調査では、追徴額の算定にあたり、税務当局が多くの独立した企業による経済活動の実績を基準にして算定した法人税額を、ユコス社は支払わなければならないとしているが、税法で認められていないかつ証拠不十分な見解を述べている。
- ⑤税務職員はユコス社の関連会社との一部の取引を誇張し、違法で不正確で根拠ない主張を繰

り返し、ユコス社が提出した 22 社が支配された関係会社ではなく独立企業であり、ユコ社と契約を結び、ビジネスの実態があり、各々法人税を支払ってきたという証拠を無視した。

(2) 不適切な税務調査手続きであったこと

これに関するユコス社の主張は以下のとおりである。

- ①税務調査官は税務調査期間中に、税務調査手続き上の多くの不法行為となる不適切な行動をした。税務調査官は調査立会のユコス側関係者に対し、追徴を立証する資料を閲覧することを拒否した。調査官の行動は、著しく先入観を持ち、告発されるべきものであった。
- ②ロシア連邦税法 40 条では、税務調査官は関係会社間取引（取引の一方の当事者が、他方の当事者の株式資本を直接または間接に 20%以上を保有する関連会社間の取引をいう）の結果が市場価格を反映するように関係会社間取引を修正することができる権限を有することになっている。さらに、次の 3 つの取引も税務調査官は価格が独立企業間取引であるかどうかを検証する権限を有する。
 - a. 物々交換取引（サービスも含む）
 - b. 国外企業とのクロスボーダー取引
 - c. 取引価格が短期間で市場価格と比較して 20%を超える変動がある取引（ロシア国内取引も含む）

しかし、税務調査官は更正通知書に追徴理由が同法 40 条の適用であるとか、どういう移転価格算定手法適用したのかを全く示しておらず、それを黙認したロシア税務省の監督者の管理は不法である。

- ③同法 40 条で規定されている商品やサービスの移転価格を決定するために適用する 3 つの手法（a. 独立価格比準法―同一の商品の販売（業務、サービス役務提供）の価格、b. 再販売価格基準法―連続する（後に起こる）販売価格の手法、c. 原価基準法―コストプラス手法）のうち、どれを使ったかを示していないし、またどのような情報に基づいたのかも示していない。
- ④同法 40 条では、税務調査官が移転価格対象の会社の取引価格が同 40 条の規定に基づいていないと立証できるまでは、その価格は独立企業間価格である正しいと推定されることになっている。
- ⑤調査官は同法 40 条の調査手続きを踏まずに、市場価格に基づき適用された価格に適合していないとしか説明していない。

(3) 税務調査官の職権乱用の不法行為があったこと

これに関するユコス社の主張は以下のとおりである。

- ①税務調査官が税務調査のための情報の収集や利用にあたり、税法の規定に数多く違反していた。ロシア税務省は、税務調査官が立証し更正通知するに至った資料を綿密に検証すべきだ。

ユコス社の認識では、その資料に、会社内資料（貨物運送状、計算書、送り状〈インボイス〉）や、商品の仕入れ記録や販売の契約や商品代金の支払いデータが含まれていない杜撰なものであった。

- ②税務調査官は、ユコス社に数百億ルーブルの法人税の追徴支払いを求めようとする際に、移転価格調査上必要な事業活動と経済状況の分析さえしていなかった。さらに、税務調査官は、ユコス社追徴に使用したユコス社所有の情報とユコス社とビジネスしていた 17 の会社の公開されていないデータを不適切に公表した。
- ③ロシアの税務職員が不正確に追徴額を算定した。特に、罰金や延滞税等は、不正確な計算であった。罰金等をユコス社で計算すると 470.8 億ルーブルと更正通知書上の 472.2 億ルーブルより 1.4 億ルーブル少なくなった。

(4) 更正請求書で指摘された 22 社がダミー会社ではなく、実態がある会社である。

これに関するユコス社の主張は以下のとおりである。

- ①税務調査官はロシアの税法の規定を適用するかわりに、先入観でまず租税回避スキームありきで税務調査をしていた。税務調査手続きに関する規定では、租税回避を立証するためには調査対象の会社が課税対象となる所得がありそこからの適切な納税義務をもっていたことを、税務調査官が最初に立証しなければならないとなっており、この規定に違反している。
- ②現行の税法の規定では、かりに石油会社が税負担軽減のためにダミーの関連会社を設立しても税務調査官がそのことだけで租税回避とすることができると明文化されていない。ロシアの税法ではダミー会社の取り扱いの規定もない。
- ③税務調査官が 22 の関係会社について「ダミー」的性格を結論付けるために、それら法人の各州政府での登記内容を検証すべきか、実体がある法人組織として登録されていないと立証すべきか、あるいは重大な法律違反がありながらも登録されていたのか、どれかを調査すべきであった。税務調査官は、22 社が法人組織としての適切な登録がされている事実を否定できないはずだ。
- ④22 の会社は実体がある法人組織として登録され設立されているので、ダミー会社ではなく実在する納税義務者として認めざるを得ない。税務調査官は自己矛盾に陥っている。かれらは一方では、22 社のダミーな性格を指摘し、他方では 22 社は商契約に基づき取引を実行していると認めているのである。国内オフショアとして税制優遇策が 22 社に認められているとしても、課税対象となる利益を生み出しそれらは納税申告書に反映されて税金を払っているのである。それゆえに税務調査官は、それらの税金が 22 社で個別に異なる金額でかつ合法的に納付されていると記帳されていたことを認めている。
- ⑤税務調査官は 17 の関係会社が偽って国内オフショアとしての租税優遇措置を申し込んでいたと断言した。かれらは確認をしていないのに、その 17 社が法人登記地以外で事業をしていたり、石油貯蔵設備等がなかったり、認可された地域以外に石油を輸送していたためであ

ると理由づけしていた。しかしロシアの国内オフショア関連の法律ではこのような規制がないし、17の会社は登録された地域の外でもビジネスは行えるようになっている。国内オフショアの税制優遇措置の利用で不適切さがあっても、それでもって税務調査官による更正通知書の結論が正当化されるものでない。

ユコス社は上記内容の異議申し立てをした。しかし2ヶ月後の2004年6月29日にモスクワ調停裁判所で判決が確定し、7月1日に裁判所がユコス社に対し5日以内に2000年分として994億ルーブル（約34億ドル）の支払いを命じた。7月20日にロシア法務省はユコス社全体の60%を占める子会社の株式を売却する方針を発表した。それに応じて2001年～2004年までの追徴額が2000年分を合わせ約175億ドルとユコス社に通知された。ユコス社は、米国法人を保有していることから、米国のヒューストンの連邦裁判所に米国連邦破産法11条の適用を申請した。同連邦裁判所はこれを受理し、競売の差し止めの命令を下したが、ロシアは内政干渉だとして競売を強行した。これを国営石油会社のロスネチフ社のダミー会社が93億ドルで落札し、ユコス社は事実上国有化された。そして最終的には政府系天然ガス企業であるガスプロム社のものとなった。この巨額の課税については、2003年10月に検察がユコス社長ミハイル・ホドルコフスキー氏ら幹部を組織的横領、詐欺、脱税、文書偽造、殺人など7つの容疑で逮捕しており、2005年5月に禁固9年の実刑判決が下されて収監された。

3. ユコス社課税の検証

筆者の移転価格課税に関する長年の実務経験から、ロシア税務当局による本件ユコス社課税について検証すると、次のとおりである。

(1) 税務調査の手続き上の問題

ロシアの連邦税法には、税務調査の原則が明記されている。

- ①税法上の規定に矛盾点や不明瞭な点が認められた場合には、原則として納税者に有利な解釈がなされなければならない。
- ②調査等における立証責任は税務当局側にある。
- ③税務当局は納税者に対して守秘義務を負う

税務当局の更正通知には、どの規定を適用したかが明示されず、また追徴税額を算定するに当たり、どのような移転価格算定手法により積み上げたのか、納税者にはわからない。立証責任は税務当局にあるので、税務調査手続きに関して法令違反と言える。

1997年のアジア通貨危機の影響を受けたロシア経済危機の際にIMFの指導を受け、大幅に税制を簡素化する税制改正をし歳入増を図った⁽¹¹⁾。同時に税務執行制度を整備し捕捉率の向上のため、規定上は欧米型の民主主義的な税務調査手続きとなっている⁽¹²⁾。その意味で、ユコス社が主張するように法令違反の調査といえるであろう。

また、遡及的調査については、原則として実地調査を行う事業年度から遡って過去3事業年度

までしか、当局は遡及的に調査を行う権利を有していない。したがって、ユコス社事案の場合、2000 年度の申告について更正処理をすることができない。

(2) 移転価格課税適用の問題

ロシアの移転価格税制は、2011 年 1 月 1 日から税法の不明瞭性を排除して OECD ガイドラインに近い制度に改正されたが、それ以前の移転価格税制は 1999 年に制定されており、以下のような特徴があった⁽¹³⁾。

①移転価格税制の対象について

普通は、国外関連企業とのクロスボーダー取引が移転価格税制の対象であるが、ロシアでは、取引価格が比較対象取引の市場価格から±20%の範囲を超えていると、国内外を問わず関連会社（出資割合が、20%超の同一親会社を持つ法人）間取引について取引価格の更正をする権限が、税務当局にある。ユコス事件においては、ユコス社が石油の採掘、精油、販売の国内 22 社との取引において、20%以上の株式を保有していないにもかかわらず、税務当局はそれを無視した。かわりに、税務当局は、国内 22 社がエヴェンキ自治管区など、モスクワよりはるかに離れた地方で法人税の減免規定が用意された所（国内オフショア）に所在するダミー会社で、石油の現物取引額が帳簿上は多いが現物の移動としては少ないことから、ユコス社が 22 社との取引を通じて、市場価格より安い価格で販売し、ユコス社が得るべき利益を地方で法人税減免の特恵税制措置を受けている 22 社に移転していたと認定し、900 億ルーブルの追徴をしたものである。しかし、この取引自体は違法な取引ではないし、すべての石油会社も同様な取引をしており、これを税法上租税回避とするなら、租税法主義上からも明文化する必要がある。したがって、移転価格税制上の 20%以上の株式保有ではないのに、取引価格を更正することには無理がある。

移転価格税制の一般論でいえば、ロシアの税法上、比較対象取引の市場価格の±20%の範囲を超えている場合、税務当局は法人税や VAT（付加価値税）計算目的の更正をおこなう権利を有するとなっていることは、OECD ガイドラインから見て問題である。税務当局は比較対象取引の市場価格算定に公式情報源としてロシア国家統計局の情報を用いることが多く、ロシアの裁判所の判例でも強く支持されている。しかし、この情報そのものは、ソ連時代にあった市場での競争に関係なく利益として上乗せする一定のマークアップ率や公定価格のようなもので、しかも、企業はその情報にアクセスしにくいのである。またロシア国家統計局の情報でいう市場価格は、OECD 移転価格ガイドラインの独立企業間価格とは概念が一致せず、ロシア以外の国々にも拠点をもつ多国籍企業にとっては納得できないし、租税条約上の相互協議⁽¹⁴⁾でも合意に至らない可能性が高く、二重課税が放置されるリスクが高い。ユコス社事案では、ロシアの石油輸出価格の公定価格より安い値段で 22 社の関連会社から輸出されていたことに着目したと推測できるが、OECD ガイドラインでは、ユコス社と 22 の関連会社の機能分析をしない限り、その公定価格が独立企業間価格とは言えないと思料される。

2011年1月1日からロシアの新移転価格税制規定はOECDガイドラインに近くなったが、はたして、機能分析等を行ったエコノミックレポートに基づく時間がかかる移転価格調査ができるのか疑問で、引き続き一定のマークアップ率や公定価格のような目安を使った従来の安易な調査を行い、その件数が増えてくる可能性が高いと危惧される。

また同新規定においても、移転価格更正によりロシアの売り主側が追徴課税を受けた場合でも、依然としてロシア国内の買い主側への税金減額の調整がないので、片務的な調整、つまり追徴部分が二重課税となり、懲罰的な性格を持っている。これも、多国籍企業にとっては、受け入れられない規定である。

②ダミー会社について

税務当局が認定した22社の関連会社は、国内オフショアつまりタックスヘイブンといわれているエヴェンキ自治管区やモルドヴィア共和国等に設立されており、石油の現物取引が帳簿上は多いが現物そのものの移動は少ないため、実態が乏しい会社で、ダミー会社である可能性が高い。しかし、ロシアでは多くの企業がダミー会社を作りそこと実態のない取引をして、売上圧縮や仕入れと経費の過大計上に利用しているといわれており、そのダミー会社は短期間で解散するため税務当局は追求できないようであった。もちろん、それは、日本の税制でいえば、脱税の可能性が高いが、それでも、国民の中には、ユコス社だけが過重な追徴となったことに対して、政治的な意図があったとみている。

③ユコス社課税に対する国民の印象および外資系企業にとって

ユコス社事件では、石油製造会社ユコスが石油を国内販売会社（税務当局はペーパーカンパニーで関連会社と認定）に安く売り、最終的にロシアからの一般的な輸出価格より安い価格でその販売会社が輸出していたと判断して移転価格税制に基づき追徴課税した。この裏には、ソ連崩壊後、自己利益に走る企業が横行して、税務対策としては、ダミーの会社いわばペーパーカンパニー（実態のない会社）と架空の取引をし、低額な売上げや架空経費の支払いで利益を圧縮することが日常茶飯事であった⁽¹⁵⁾。しかも、このダミー会社は半年以内に解散したり、居住地を次々と移転していき税務署の追及をかわしていた。ロシアの税務署の税務調査では、制度上も体制上も脱税として追求できていなかった。しかし、オリガルヒはお金を使い政治家や税務当局や警察との深いつきあいにより、だれもがやっているとして見逃されていた。これは国民の多くがロシア企業の脱税の手口として広く知れ渡っている⁽¹⁶⁾。

Olga V. Tutugina ハバロフスク州経済法律アカデミー（大学）准教授は、「ユコス社事件については、他の会社も同じようなことをやっており、税法違反ではなかったが、逮捕するときに税法の解釈を急きょ変更して違反となった。政治的に狙われたと思う人が多い。しかし、ロシア人の多くは、表向きには、政治の内情に無関心であり、マスメディアではユコス社事件をほとんど報道していないので知らない国民が多いと思う。ただし、インターネット等で情報をひそかに知

っている国民が多いかもしれない。」とも述べている。

しかし、深刻な問題は、巨額な追徴課税が本当に根拠のない不当なものであり、その目的が資産の国有化だとすると、これは投資協定の世界でいう「収用を構成する課税措置」(taxation measures as expropriation) に該当する。ほとんどの投資協定は、締約国が投資家の財産を国有化するには公正な市場価格による補償を行うよう義務付けており、課税措置の形式をとって国有化する場合も補償の対象になるとしているが、外交上の強力なサポートがない限り投資協定の規定は履行されないし、仮に公正な市場価格の補償があってもこれまでの市場開拓の資金や今後の期待収益まで補償されず、企業戦略上も大きな問題となるであろう。

4. ユコス社事件にかかる最近の動き

2010 年 12 月 27 日に、プーチン首相が、大統領時に解体した石油最大手ユコス社のホドルコフスキー元社長（禁錮 8 年の刑で服役中）ら 2 人が「石油の横領」と「資金洗浄（マネーロンダリング）」の罪で再起訴された通称「第二事件」で、被告らの刑期を 2017 年まで 6 年間引き延ばす第一審判決が言い渡された。これに対し、欧米諸国は、プーチン首相（前大統領）の政敵であったホドルコフスキー氏を、引き続き獄中にとどめ置くための裁判だと強く非難している⁽¹⁷⁾。

また、この第一審判決によれば、ホドルコフスキー氏らは 1998 年～2003 年にユコスが生産した石油の大半を横領し、売上の一部を資金洗浄したとされている。刑期の延長となった容疑の「石油の横領」は、ユコスが採掘子会社からの内部価格で買い上げた石油を市場で売却した通常の商行為に対して、その取引価格が不当として横領行為であると認定したものである・「第二事件」の判決は、すでに「第一事件」で確定したもので、同一事件での再審理を認めない「一事不再理」の原則に反しているとの見方が強い。

プーチン首相は 2008 年 7 月、同国の石炭・鉄鋼大手企業である Mechel 社に対し、製品を不当に安い価格で国外関連企業に販売していると批判した。具体的には、Mechel 社がコークス用炭を国内価格の約 4 分の 1 でスイスの関連会社に販売、一方スイスの関連会社は国内価格の 2 倍に近い国際価格で再販売しており、ロシアでの納税を回避していると糾弾した。何か別の政治的な意図があったとも言われているが、Mechel 社の株価は同発言後約 50% も下落した。

通常、移転価格とは国境を越えた関連会社間の取引価格を指す。関連会社間の価格は、独立企業間の価格に比べて捜査が容易であり租税回避も可能であることから、貿易量の多い主要国では移転価格税制を整備し、独立企業間原則を順守しない多国籍企業の移転価格について課税できる体制を強化してきている。

ところが、ユコス社事件のように、2000 年以降石油など資源価格の急上昇に伴い、新興国でも移転価格が急速に問題化している。資源高のメリットを最大限享受したい資源国と、資源高による経済悪化を極力抑えたい資源輸入国が、ともに移転価格の重要性を認識しはじめたようである。多国籍企業にとっては、最大限の配慮の必要となっている。

第3章 日系企業に対する追徴課税及び乗っ取り事件

1. JTIM&S 社事件

日本たばこ産業（JT）の海外部門 JTI（Japan Tobacco International）のロシアでの現地販売法人「JTI・マーケティング・アンド・セールス」社（JTI Marketing & Sales、以下 JTIM&S 社、1952 年設立、本社モスクワ市）は、2004 年 7 月に、税務当局の査察をうけ、2000 年分の付加価値税に申告漏れがあったとして、罰金も含み追徴課税 24 億ルーブル（約 8 千万ドル）の支払いを命じられた。追徴理由は、現行の実際の手数料収入がもっとあるべきとみなしてそれに係る付加価値税の申告漏れ、及び JTIM&S は生産工場としての売上に係る付加価値税を申告すべきであった。これに対して、JTIM&S 社は「生産工場ですでに付加価値税を納付している。多国籍企業である JTI の会計システムをきちんと理解していないことが原因ではないか、税の追徴は過去 3 年前までで 2000 年分の追徴の対象には入らない。まったく不当な追徴である。」として、ロシア連邦モスクワ管区仲裁裁判所に提訴した。しかし、2004 年 9 月、同裁判所は税務当局の主張を認めた。これを不服としての控訴審は、2005 年 2 月に約 20 億ルーブルに減額するも JTIM&S の控訴を棄却した。2005 年 4 月の最終審では逆に控訴審判決を破棄し差し戻しを命じた。その後、3 年間ロシア連邦モスクワ管区仲裁裁判所で係争が続いたが、2008 年 10 月に最高仲裁裁判所が税務当局側の上訴の却下を決定して、JTIM&S 社に対する追徴が無効と確定した。

JT については、ロシア現地法人であるたばこ生産会社ペトロ社も 2001 年分の法人税を過少申告したとして、当局は約 4 億ルーブル（約 1,500 万ドル）の追徴税を強制的に取り上げるためペトロ社の銀行口座を差し押さえたが、ペトロ社は課税処分 of 執行停止を裁判所に求めていると、2005 年に報道されている。

2. イギルマ大陸社事件

日ロ合弁の成功例とされてきた木材加工企業イギルマ大陸社に 2005 年に大規模な警察捜査や税務調査が入って、不当な安値で木材を日本に輸出し、国家に損害（2003 年だけでも 850 万ドル）を与えた疑いがかけられた。合弁の日本側の会社である専門商社大陸貿易社（1965 年に東京で設立されたロシア専門の商社）は疑惑を全面的に否定し、同社の乗っ取りを狙うロシア企業が国家機関を動かしていると反論した。2005 年 3 月には、JTIM&S 事件とイギルマ大陸事件について、外務大臣や駐ロ大使がロシア政府に対し徴税活動を強化していることに強い懸念を表明した。イギルマ大陸社はイルクーツク州に従業員 1,600 人ほどを雇用し、地元の評価が高かった。事件の背景には、2003 年にイギルマ大陸社の民営化が決まり、政府保有株が売却されることになったことが関係している模様である。通常政府保有株はこれまでの出資者である大陸貿易社が保有することで落ち着くが、あるロシア企業がイギルマ大陸社の全株式の買い取りと経営権の移管をもくろみ、ユコス社事件と同じように強引な税務調査の結果、巨額の追徴課税が行われ、企業

の破たんには追い込み、そこで、大陸貿易社保有株を安く買い取ることを目論んだものと推測されている。

3. サンタリゾートホテル事件とサハリンサッポロホテル事件

1989年に大陸貿易社のビジネスパートナーでもあったサハリン船舶会社(サスコ)とも共同出資で合弁企業サハリン大陸社(サンタ)を設立した。これは大陸貿易社とサスコが合弁企業のサンタに対し資金を融資する形でホテルを建設する事業で、1993年4月州都ユジノサハリンスクにサンタリゾートホテル(テニスコートやサウナなどを完備したロシア極東で最高級のリゾートホテル)を開業した。1997年までは赤字経営が続いたが、サハリン天然ガス・石油プロジェクトの進展もあり、外国人宿泊客が増加し、1998年には米国の石油関係者によって連日満室の状態が続き、黒字への転換が見込めるほどにもなった。

しかし、1998年6月にサスコはサンタに貸し付けた資金の返済を求めて裁判を起し、主張が認められたサスコは、サンタの資産をサスコに移転登記した。このことが大陸貿易社側に知らされたのは、資産移転登記が完了した後の1998年7月のことであった。日本ではこの事件が「乗っ取り」と報じられた。大陸貿易社はこの「乗っ取り」行為に対して徹底的に裁判で争う姿勢を見せた。裁判では大陸貿易が勝訴したものの、ホテル従業員を含め経営の実権をロシア側が握っていたため、結局はすべてを売却する形で決着した。つまり、合弁事業から撤退した。

類似のケースとして1988年に北海道海外炭開発供給が資本参加し改築されたサハリンサッポロホテルも、ロシア側に乗っ取られた。

4. キヤマ・アビア事件とアムールトレーディング社事件

ハバロフスク地方では、ハバロフスク国際空港ターミナルを運営するキヤマ・アビア社事件がある。この会社は、東京の不動産会社・紀山商事(1999年に倒産)が80%、ハバロフスク航空団が20%出資して1993年に合弁会社として設立された。大成建設が空港ターミナルの建設を請け負い、同9月に完成した。総工事費約17億円のうち、約12億円を大成建設が立て替え、運営収益から約2億円を7年間で返済する契約だった。しかし、その後大成建設への返済は滞り、キヤマ・アビア社の社長の前州知事によるキヤマ・アビア社の資金流用が発覚し、社長を解任決議するも、逆にロシア側が態度を硬化させ、州政府当局に紀山商事が定款どおりに資本金を出していないと訴えてキヤマ・アビア社の登録取り消しを求めて対抗し、検事局や税務署が調査に入った。最終的には、登録取り消しでロシア側に乗っ取られた。

これ以外では、ハバロフスクのレストラン合弁会社アムールトレーディング社事件の例がある。同社はハバロフスク市内に「レストランさっぽろ」や「ホテルさっぽろ」の事業を展開する日ロ合弁会社であった。同社は1992年12月スケソウの漁獲枠1万トン認められて操業し、輸出で得た外貨の70%をハバロフスク州政府財務局に振り込み、ルーブルと交換することになっていたが、その一部の約100万ドルを滞納した。同社は当時の州政府副知事と協定を結び、同社の関連

会社のボイラーで物納するも、後日、州政府は副知事には協定を結ぶ権限がなかったとして協定の破棄と関連会社に無断でボイラーを借金返済に充当したとして、その罰金を加算し、約 200 万ドルを支払いをもとめホテルの差し押さえに入った。日本側は、「関連会社の了解をえていないというが、株主会議で合意しており、いいがかりにすぎない。州政府のねらいがホテルだとは思えない。」と主張するも最終的に合弁会社で唯一利益が上がっていたホテルを手放し、最終的に 1997 年 7 月に倒産してしまった。

5. カウボーイ社事件

札幌市を根拠地としていたカウボーイ社(2008 年に福岡市のトライアルカンパニー社と業務提携し 2010 年に子会社となり、トライアルに屋号を変えた。)は、北海道で食品の小売・卸売、不動産事業を行う企業で、1998 年 4 月にサハリン州の州都ユジノサハリンスク市に量販店を出店した。日用雑貨や衣料品などを均一価格で販売するというロシアでは画期的なシステムで、当初はある程度の成果を上げていたが、1998 年 8 月のルーブル切り下げによる金融危機の影響で売上が激減した。さらに、予想を超えた万引きの多発、「不法な貿易活動をした」として社長のビザ発給が取り消されるなど当局からの圧力、関税などのトラブルもあり、採算が合わないと判断して、同社はサハリンの小売事業から撤退した。建物は地元ロシア人が占有し、ビジネスに使っている。

第 4 章 新興国における移転価格税制の執行強化に対する 日本の対応のあり方

移転価格 (Transfer Pricing) 税制とは、独立企業 (資本や人的に支配関係にない企業) 間で取引される価格 (独立企業間価格 arm's length price) と異なる価格で関連者 (資本や人的に支配関係にある外国会社) と取引が行われた場合、その取引価格が独立企業間価格で行われたものとして課税所得金額を算定する税制である。移転価格とは、通常、国境を越えた関連会社間の取引価格を指す。関連会社間の価格は、独立企業間の価格に比べて操作が容易であり租税回避も可能であることから、貿易量の多い主要国では移転価格税制を整備し、独立企業間原則を順守しない多国籍企業の移転価格について課税できる体制をしいている。

工業製品の貿易量が多い先進国間においては、たとえば、日本の自動車メーカーが乗用車を米国の販売子会社に対し独立企業間価格よりも高い価格で輸出すると、その乗用車の製造原価及び米国内での小売価格が一定であれば、輸出が独立企業間価格で行われた場合と比較して、日本の自動車メーカーの所得は増加し、逆に米国の販売子会社の所得は減少することから、米国の法人税収は減少することとなる。この場合、米国の税務当局は、米国の販売子会社に対して、この取引が独立企業間価格で行われたものとして課税することとなる。一方、日本の IT 子会社 (親会社は米国) が米国 IT 親会社に特許料を独立企業間価格よりも高い価格で支払われると、米国の

IT 親会社の所得は増加し、逆に日本の IT 子会社の所得は減少するから、日本の法人税収は減少することとなる。この場合、日本の税務当局は、日本の IT 子会社に対して、この取引が独立企業間価格で行われたものとして課税することとなる。移転価格税制に基づき課税された場合においては、一時的に国際的二重課税が発生する。国外関連取引当事者が所在するそれぞれの国の権限ある当局（租税条約の規定では **Competent Authority**）は、この国際的二重課税の排除目的として協議（これを「相互協議」という）を行う。当局間で課税内容について両国の移転価格課税の税制や OECD ガイドライン等に基づき検証・協議し、企業の意見を聞いたうえで、当局間で相互協議が合意されると、課税国及び相手国は、合意内容に基づいてそれぞれの国外関連取引当事者に対して過去の事業年度に遡り減額更正などの処分を行い二重課税の排除を行うことになる。これを「対応的調整」という。これは二国間で合意に至った場合のみである。

しかし、新興国をはじめほとんどすべての国においては、ほとんど公言されていないが¹⁴⁸、税収確保のため外資系企業からとれるだけ追徴してやろうという意識や方針があり、移転価格課税で追徴したことは自国の税法に乗っ取って正当に行われたもので減額は正はできないとか、国庫にいったん納付された法人税は安易に還付できないとして、さらに強固な姿勢の国ではその国の法律に従うことができないのなら外資の事業を閉鎖して引き上げてもらうしかないと脅しをかけて、せつかく租税条約で規定された相互協議であっても合意に至らず二重課税を放置され、多額の罰金や延滞税の負担を含むと、多国籍企業の財務基盤に大きなダメージがでてくるのである。さらに、移転価格課税での追徴が深刻なのは、後続年度も移転価格を更正しなければならず、多国籍企業の国際的な租税戦略の見直しについては国際的な事業戦略も見直さなければならなくなる。

また、ロシアの移転価格課税制度のように、国内関連取引に対しても移転価格課税の対象にする国においては、たとえば、ユコス社事件のように追徴課税から生じた二重課税が国内関連者間で解消されず、企業にとって厳しいものとなっている。

石油や天然ガスや木材など資源価格の急上昇に伴い、新興国でも移転価格が急速に問題化している。資源高のメリットを自国の資源の製造から販売までで最大限享受したい資源輸出国においては、資源開発に外資が加わり、外資が資金や技術や恒常的な顧客を用意してきても、その合弁会社が自国の国庫に法人税を最大納付していないと、移転価格課税で資源を安く外国に売ったと言いがかり的に移転価格課税の追徴を求めることができるのである。（ユコス社の場合には、国内の特恵税制地域にある販売会社に安く売り、その販売会社が最終的に国外にも安く売ったとしてユコス社に対して移転価格税制に基づき高値に更正して追徴課税したものである。）外資にとっては、資金を自国で調達し、リスクを負って合弁に参加しているのであるから国際価格あるいはロシアの第三者の石油会社から購入する価格よりも安い価格で輸入し、その分、外資の親会社に利益を残したいと考えるのも多国籍企業としては当然の商行為であるといえる。しかし、有無を言わず、自国の移転価格税制に基づき強権的に課税したのがユコス社事件である。

参考として、中国での移転価格課税制度を利用した日系企業乗っ取り未遂事件を紹介したい。

筆者が国税庁で 1997 年頃、個別事案の相互協議を担当していたころ、中国事案で、日系企業

の乗っ取りを企てる移転価格事案があった。半導体デバイスを製造販売する年間売上 1500 億円の日本企業（以下 S 社）の中国子会社（以下 SC 社）事案である。SC 社は、S 社と中国会社（以下 C 社）が半分づつ株式保有する合弁会社である。SC 社は中国で半導体デバイスを製造販売して、日本の親会社 S 社に納品していた。業績がいいことと将来性が高いことに目を付けた C 社の代表者（中国共産党の地方幹部）が、地方の中国税務当局に依頼して SC 社を移転価格調査させた。その結果、SC 社は日本の S 社に利益が移転しており、SC 社には本来はもっと利益があったはずだとして、中国税務当局は移転価格税制による追徴課税をした。そこで、合弁のパートナーである C 社は、移転価格課税で SC 社にはもっと利益を計上できており、その半分以上を C 社は配当として受け取れる予定であったとして、その未収配当収益で S 社の所有株式を買取りし、SC 社を買収したいと申し出てきた。この乗っ取りの企ては、偶然にも、SC 社の社員から S 社への内部告発の手紙で発覚したものであった。中央政府が地方の共産党幹部をコントロールできないという危惧があったものの、日中相互協議において、日本の国税庁側が中国国家租税総局（日本では国税庁プラス財務省主税局に相当）に対して強固に、課税内容の不透明さを指摘し続けたことや、SC 社が追徴圧力に妥協せずに毅然として中国税務当局に対処したことにより、偶然かもしれないが中国側が課税を撤回して、現在も SC 社は事業を継続している。

この事案以外にも類似の事案があり、すでに中国企業に乗っ取られたり、安く買いたたかれたりしていた。いずれの事案とも、外交や通商協議の場でとりあげられることはなかった。これらの解決には、中国に進出した日本企業の自己リスクで対応すべきということで済まされるものではない。個別の課税問題は企業の自主努力と課税庁間の相互協議の場で解決というスタンスでなく、外交や通商協議の場でも積極的に協議対象に持ち込むべきである。なぜなら、これを納税者の自助努力にまかせていけば、長引くことによる延滞税の負担増の圧迫で不本意な妥協して二重課税を受け入れて経営が圧迫されたり、今後、課税を回避するために現地子会社の利益を増やし日本の親会社の利益を圧縮という意識が強くなり、日本の法人税収減になり国益に反するものとなるためである。筆者が国税庁で相互協議を担当していたころ、日本の税務当局が外資系企業に移転価格課税をした場合には、東京の在日大使館はもとより、本国の大統領から日本の首相に抗議書簡が来るのが何度もあった。外国では個別企業の課税問題であっても外交問題の一つという意識があると筆者には強く印象に残った⁽¹⁹⁾。

まとめ

2001 年にブーチン大統領が一律 13%の個人所得税率を導入したことから、地下経済のお金が表に出だしたといわれている。それまでは、累進課税制度で、最高税率 30%がわずかに 5,000 ドル超から適用になる税制で、しかも雇用者負担の社会保障税も比較的高かったのも、従業員の給与を低めに申告してその分のみ個人所得税が源泉徴収されていた。実際の給与との差額は、企業が

現金で保有する裏金から支払われるが、その分は遠隔地に作ったペーパーカンパニーへの仕入れや経費支払いを上乗せされ法人所得を圧縮していた。また、ロシア人は、正規社員であっても、夜間や休日にはサイドビジネスに専念し、現金で受け取り個人所得税支払いを回避していた⁽²⁰⁾。

2001 年の累進課税制度を廃止したことで、軽税感が広がり、ロシア人に税務申告コンプライアンスが高まり、申告所得が増えたことで、銀行から借りられる額も増え、車や家や消費者ローンが広がり、中間階級が生まれ増大している⁽²¹⁾。また、少数のとてもない富裕層はいるものの、所得の不平等格差を示すジニ係数は BRICs の中で最も低い数値であり、中産階級の芽が出てきていることと、天然ガス生産量が世界 1 位、石油が世界 2 位などの豊富な地下資源を保有することを背景にした年 5% の経済成長をしており、外国の投資家にとっても大変魅力的なロシアである。しかも、2010 年 10 月 2 日、ロシアのメドヴェージェフ大統領と米国オバマ大統領が電話協議し、ロシアの WTO 加盟についての二国間交渉が終了したことを確認し、同 12 月 7 日には EU とロシアのロシア WTO 加盟をめぐる交渉を妥結し、2011 年にも WTO に加盟することが確実となった。今後、ロシアの貿易・投資関連法規が、WTO の基準に合致したものとなるため、外国からの投資が拡大することが期待されている。

しかし、2010 年 11 月 1 日に、メドヴェージェフ大統領が国後島を訪問し、ロシア領であることを主張したことは記憶に新しいし、第二次世界大戦後のソ連とロシアによる北方 4 島の不法占拠や 1956 年の日ソ共同宣言以来積み重ねてきた合意すら平気で無視する態度があり、イメージが強権、冷酷など日本人が嫌うイメージがある⁽²²⁾。また、プーチン首相は 2012 年に大統領返り咲きを狙い、政権与党「統一ロシア」の党首として愛国心を鼓舞し続けている中で、WTO 加盟後には国内市場保護主義者たちの声に加わり、さらに一段とナショナリズムが大きくなるであろう。それが、外資に対する税務調査体制の強化などに姿を変える可能性がかなり高くなると予測される。

最後に、日本企業は、今後のロシア進出にあたり、WTO 加盟による全体的には市場開放という表の顔と、各企業ごとの個別性が強い移転価格課税という裏の顔が存在することを念頭に置きつつ、そのリスクマネジメントに努めなければならないし、日本政府も国益を考え日本企業の在ロシア投資活動を側面から保護していかなければならないと提言したい。

注

- (1) CIS : Commonwealth of Independent State の略称。独立国家共同体と訳し、旧ソビエト連邦の 12 カ国で形成された緩やかな国家連合体である。
- (2) 2007 年夏、在外研究でロシア滞在中、2007 年 8 月 2 日にロシアの有人潜水艦ミールが北極点の海底を世界で初めて探査し、北極点の海底にロシアの国旗を設置して、北極海の地下資源のロシア領有の示威活動をしていたのを、ロシアのテレビで何度も放送されたのを目撃した。また、ロシアのテレビの CM 放送ではプーチン首相の活躍ぶりの画面とともに愛国主義を標榜する政権与党「統一ロシア」(プーチン首相が党首)の宣伝がなされていた。国家主義による大国への回帰意識の強さが感じられた。

- (3) 生産物分与契約 (Production Sharing Agreement) 領域における地下資源の独占的な開発権を国内外の企業に与え、その代償として生産物の一部を国が獲得する開発方式に伴う契約。海外の石油会社が参加して行う石油・ガス開発のベースとなる契約のうち、世界で最もポピュラーなものである。
- (4) オリガルヒとはもともとは「寡頭支配」を意味するギリシャ語。1991年12月のソ連社会主義体制崩壊後の混乱に乗じて、ロシアの国営企業の大規模な民営化の名の下で、格安で獲得して財をなした人々を指す。新興寡占資本家または新興財閥とか言われる。この金と権力を持った人々がエリツィン時代のクレムリンの政治中枢にまで力を及ぼし問題となった。彼らは、ロシアの資源・金融・メディアをおさえエリツィン一家と癒着し、莫大な利益を得ながらほとんど税金を納めなくてもいいという立場を手にした。2000年のプーチンが大統領になってから、ベレゾフスキーやホドルコフスキーなど政権に従順でないオリガルヒを脱税や横領で追いつめて、いまは、プーチンの権力基盤である旧 KGB 出身者が力を持っている。米フォーブズ誌の2007年世界長者番付で上位100位にオリガルヒのロシア人19人が入るなど富豪大国である。
- (5) ユコス社幹部逮捕のきっかけ：ユコス社幹部の逮捕が実行されたきっかけにあるのが、2003年5月26日に出されたある報告書がロシア国内に波紋を投げかけたためと言われている。それは、「民族戦略評議会」と称するグループ（実態はシロビキ（クレムリン旧 KGB 出身者））まとめた「国家とオリガルヒア」（オリガルヒアとはオリガルヒによる支配体制）で、国内のオリガルヒの動きに警戒を促す内容の論文であった。
- 内容はオリガルヒたちの名前を列挙しながら、その非ロシア人的な性格を強調するのに力点を置いていた。つまり、「オリガルヒはロシア国外の持ち株会社の法的な所有者として、ロシア国内では外国投資家として活動し、自身も家族たちもロシアには愛着をもっていないため、資産をすぐ外国に持ち出すし、国民と国家の繁栄に全く無関心である。さらに、国家はその機能を大きく強化してオリガルヒによる政治と経済の独占的な支配を阻止すべきだ。」とのべ、同論文はまさにオリガルヒ勢力に対する宣戦布告の意味を持っていた。（江頭寛：『プーチンの帝国』草思社2004年より引用）
- (6) 特恵税制適用地域：ロシアには、1990年以降、税、関税・投資その他経済活動に特恵が付与された国内オフショア（offshore）（タックスヘイブンと同義語）が設立された。次の3つに分けられる。
- ① 関税や投資許可が優遇された自由経済。
 - ② 閉鎖行政地域と呼ばれ税・関税・投資等さまざまな特恵があるといわれている地域で、軍事産業または原子力・核兵器が存在する閉鎖された地域や保安上の理由（軍事的要地、レーダー基地など）から閉鎖された地域が該当して大統領令により設置されている。公式には、数が不明で、入口に検問所があり、外国人はもちろんロシア国民良好が制限されている。
 - ③ 法人利潤税の一部免除が認められた特恵地域。特恵内容の主なものとして、2002年から法人利潤税税率24%のうち、連邦分14.5%、地方分2%が免除され、7.5%分しか課せられているが代表的なものである。（江頭寛：『プーチンの帝国』草思社2004年より引用）
- (7) ダミー会社：ダミー会社とは、実体的な活動を行っていない会社で、全く虚偽の存在から、設立登記はされているが、課税対策だけのものや買収の受け皿の会社などがある。英語では、dummy company, shell company といい、ペーパーカンパニーは和製英語である。
- (8) タックスヘイブン Tax Haven：タックスヘイブンは、租税回避地ともよばれ、企業に税制上の優遇を与える国（地域）をさす。オフショアと同義語として使用される。ここでいうタックスヘイブン（Tax Haven）とは、ロシア国内のオフショアのため企業誘致のため法人利潤税

の軽減措置を用意している地区をさす。

- (9) 「経済面では、ユコス社による 2 つの構想が政権の反発を招いていた。一つは当時のユコス社が、自社株式の 40~50% をエクソンモービル社に売却する交渉を進めていたことだ。政権はユコス社の抱える膨大な資源が米国企業にコントロールされることを恐れたといわれ、「ロシアの資源はロシアのもの」という資源ナショナリズムの生んだ事件である。

もう一つは、ユコス社が東シベリアから中国・大慶までのパイプライン敷設を計画し、パイプラインの国家独占を打ち破ろうとしていたことだ。ロシア政権は 2002 年に稼働したトルコ向け天然ガスパイプラインでのガス供給価格を大幅に引き下げるよう迫られたことがあり、一国だけへのパイプライン敷設計画には慎重な立場をとるようになった。

ホドルコフスキー氏の拘束後、ユコス社は巨額の追徴課税で破たんに追い込まれ、資産の大部分が国営会社ロスネフチ社の手に移った。また、大慶向けパイプラインは極東のコズミノ港まで敷設される東シベリアー太平洋パイプライン (2014 年開通予定) の支線とすることが決まった。」

このパイプラインでの対中輸出が 2011 年 1 月 1 日に始まった。(Nina Bachkatov, 「ユコス事件の意味するもの」、Inside Russia and the FSU, 2006 年から抜粋したものに加筆)。

- (10) Tax Management Transfer Pricing Report 2004 年 2 月 18 日号 (926P~941P) から作成。
(11) ロシアの税制: 1990 年代には、ロシアには多くの税金が存在し、その税負担が重かった。また個々の税金について複数の法令、施行規則、通達などがあり、それらが頻繁に改正・追加されたこと、かつ地方の税務署によって解釈がしばしば異なったことが特徴である。

1998 年の経済危機に際し、債務免除の代わりに IMF による構造改革の指導をうけいれ、1999 年からは個々の税金を規定していた個別法が廃止され、それらを一本の連邦税法に組み込む形で税制改革が段階的に進められてきたが、2001 年からの連邦税法 21 章 (付加価値税-VAT)、同法 23 章 (個人所得税)、同法 24 章 (統一社会保障税) の施行、及び 2002 年からの同法 25 章 (法人税) の施行をもって、ロシアの税制改革が大きく進んだ。さらにこの時期には、純利益の有無にかかわらず売上を課税基準としていた道路税、社会保障インフラ税、売上税が廃止され、また、多数存在した小型税も廃止されたことにより、ロシアでのビジネスに係る全般的な税負担がかなり軽減された。2000 年 1 月 1 日からは一律 13% の税率の所得税を導入し、いわゆる中間層を生み出し、信用経済の創出を図ろうとした。2000 年以降、石油価格の高騰もあり、5% 以上の高い経済成長を示した。2007 年のサブプライムローン問題、2008 年のリーマンショックの影響を受けたが、好調な価格の石油価格や豊富な天然ガスのおかげで、最近では好調な経済事情になっている。(2011 年 2 月に、ゴールドマンサックス社はロシア株について積極的な BUY という評価をくださった。ロシア株は 2008 年 5 月に約 2,500 の最高値をつけた後、2009 年 1 月の 500 に落ち込んだが、2011 年 3 月には 2,000 を回復してきている。)

そして、2005 年からの税制改革は、解釈が不透明であった税法の条文の明確化に加え、過少資本税制の導入、VAT の現金主義の廃止、法人税では、2008 年から 2010 年にかけて①タックスヘイブン対策税制の導入、②連結納税制度の導入、③移転価格税制の改正、④資本参加免税の導入など主要市場経済国の税制概念を導入する形で税法が整備されつつある。ロシアの税制は税務行政の効率の悪さ等、外国企業からよく思われていない側面もあるが、直接税は他の先進諸国と比しても低く、2005 年に税制等の優遇措置を受けることができる経済特区法の制定等プラスの側面も多く、今後も注目する必要がある。

個人所得税は一律 13% であり、個人の給与所得者は 13% が雇用主に源泉徴収されている。また個人は、地方税である土地税、固定資産税、車両保有税について年 1 回賦課通知書を受け取

り、支払っている。

- (12) ロシアの税務調査について：ロシアの 1999 年改正の連邦税法には、税務調査の立証責任が税務当局にあり、税法上規定されていないことや解釈が不明な場合には、納税者に有利な解釈をすると明記されている。

しかし、税務調査官は、経済的実態よりも法的形式を重視する傾向が強く、形式要件を満たしていないとかなり厳しい調査になることが多い。また、通達などで法令の解釈が明示されるケースが極めて少ないため、納税者サイドでは対策が立てにくい傾向にある。実際のところ、短期間の間に形式的な調査に終始するために、ほどほどの追徴税金を支払えば、深度ある調査を一切せずに、終了するのが通常である。調査官の能力や調査期間が短期で追徴額を確定できれば税務職員の評価が高いという税務当局の内部事情もあり、ユコス事件のように広範囲に実態をみる長期間の調査は、政治サイドや上層部からの支持がない限りありえず、異例であるといえる。

調査頻度は西欧と比べるとかなり高いが日本よりはるかに低い。対象としては、法人税の関連と VAT 関連の調査が多い。しかし、租税裁判所まで持ち込まれるケースも少なくない。ただし、各種統計によると、税務裁判所における納税者の勝訴率は高い点から、裁判所は経済的実態を形式よりも優先しているといえる。

次に税務調査の調査としては、以下のものがある。

- ①机上調査（準備調査及び書面照会による調査）：実地調査は行わずに、申告書等の資料をもとに税務署内で行う税務調査。会社（個人事業者も含む）は、3 か月ごとに収支明細書を税務署に提出しなければならない。その書類が正しいかどうかについて、税務署は銀行に取引記録を照会し、照合する。不明な点があると、税務署に呼び、署内で机上調査が行われる。机上調査は、様々なケースで用いられるが、VAT 還付申請が行われると原則として、必ず税務調査が行われる。

- ②実地調査：連邦税法によると、実地調査において、当局は以下の権利を有する

- ・実地調査許可書の提示を持って、納税者家屋の立ち入り調査を行うこと。
- ・証人立会いのもと納税者の所有物を調査すること。
- ・納税者に対し補足説明や関連書類の提出を要求すること。
- ・証人に対して尋問すること。
- ・令状を提示かつ納税者と証人立会のもと、必要書類を押収すること。

原則、3 年に 1 回は実地調査をしている。特に、ロシアの代表的な産業である鉱業については、自分たちの資源を不正な値段で取引することを防止するため最優先で行われている。

実地調査は原則として 2 か月をこえてはならないと規定されているが、4 か月までは延長される。

遡及的調査については、原則として実地調査を行う事業年度から遡って過去 3 事業年度までしか、当局は遡及的に調査を行う権利を有していない。（机上調査については無期限）ただし、調査妨害などの理由で当局は調査期間を延長する権限を有する。

- (13) ロシアの移転価格税制及び 2011 年 1 月 1 日以降の改正について：ロシアの移転価格税制は 1999 年に導入され、2010 年までは連邦法人税法の 20 条と 40 条に規定されており、OECD ガイドラインとの相違点は多かった。最近、ロシアの税務当局では内部研修を強化しているが、移転価格のスペシャリストはいない。他の国と違い、ロシアでは移転価格の規定を事務室やアパートを非市場価格でのリース、賃貸、売買についても適用される。税務職員は自然資源たとえば、石油、天然ガス、金属、木材、について特別な注意を払っている。輸出業者には特別な（割

ましな) 綿密な調査 (監視) を与えている。移転価格の調査は関係会社にサービスチャージやロイヤルティの支払いで納税者の利益率に変化が生じたときには調査の可能性が高い。しかし今まで調査事例は少なく、今後どうなるか不明である。

2010 年 6 月に下院の承認を得て改正された移転価格税制が 2011 年 1 月 1 日より施行されている。この新移転価格税制の審議の中で、メドヴェージェフ大統領はユコス社事件を念頭に置き、この脱税事件は国家財政を危機に陥れるとの認識のもとに資源についてはロシアの利益を確保するという愛国精神を前面に出しての同事件への対応への正当化をはかるとともに、税法の解釈のあいまいさを一切排除し、明確な税法にするとして OECD ガイドラインに沿った内容にして外資参入の警戒感を緩和したいことを意識した。

今回の改正のポイントは、従来の形式を重視した規則から、欧米で主流になっている経済的実施を重視した規則へ大きくかじを切っている点あげられる。欧米の移転価格税制を経験している日系企業から見た場合には、むしろ従来に比べて理解しやすくなったといわれている。

しかし、関連会社の出資割合が 20% 超の親会社を持つ法人であるとか対象取引について限定もあり、外資少数株主のロシア企業であっても、移転価格課税での追徴がなされ外資が入った

(ロシア移転価格税制の新旧対照表)

	移転価格税制 (2010 年 12 月 31 日まで)	新移転価格税制 (2011 年 1 月 1 日以降)
基本方針	形式重視	実態重視
対象取引 (支配取引)	関連企業間取引 ・ 20% 超の株式保有状況の取引 ・ 国外企業とのクロスボーダー取引 ・ 物々交換取引 (サービスを含む) ・ 短期間で取引価格が市場価格比で 20% 超変動している取引 (国内取引を含む)	関連当事者間取引 ・ 20% 超の株式保有状況の取引 ・ 低税率国企業とのクロスボーダー取引 ・ 取引総額が年 10 億ルーブル以上の国内取引 ・ 石油・金属等の天然資源取引
対象取引 (対象物)	・ 物品、役務、労働	・ 左記のほか、知的財産権等も取引対象に含む
適正市場価格の範囲	売却価格が市場価格から 20% 超異なる場合	独立企業間原則 (OECD モデル) の採用
価格算定方法	・ 独立価格比準法 ・ 再販売価格基準法 ・ 原価基準法	・ 左記のほか、 ・ 取引単位営業利益法 ・ 利益分割法も新たに認められる
文書化義務	・ 不要	・ 左記のほか、 ・ 取引単位営業利益法 ・ 利益分割法も新たに認められる
税務署への報告義務	・ 不要	・ 必要 - 年 1 億ルーブル以上の取引についての文書化を行い、翌年 5 月 20 日までに提出
事前確認制度 (APA)	・ なし	・ 大規模企業のみ
罰則規定	・ 不明確	・ 40% の追徴税率

企業を買収されるリスクもが依然として残っている。石油、天然ガス、鉄、非鉄金属、貴金属、宝石といった商品取引所で取引される一定の一次産品に従事するボーダー取引について移転価格のメスが入り、ロシア側株主が外資を完璧に排除しやすくなってくる。「サハリン2」プロジェクト事件のような陰謀は、これからも法律のなかで正々堂々で行われる可能性が残っており、外資系企業にとって乗っ取りのリスクは減らない。

- (14) 相互協議：たとえば、日本の法人と国外の関連子会社との取引において、一方の国で移転価格税制が適用され、実際の取引価格と独立企業間価格差額分について課税が行われることになった場合、国際的な二重課税が生じる。相互協議とは、このような二重課税を排除する目的で、租税条約の相互協議事項に従い、日本と国外（租税条約締結国）の権限ある当局が政府間の協議を行うものである。「相互協議」の特徴は、権限ある当局間の直接協議であることであり、これは、政府間非公開協議であるため、納税者は協議に参加できない。また、相互協議は、権限ある当局同士の「合意努力義務」であり、必ずしも合意する義務はない。その理由は、どんな課税についても二重課税の調整をしていると、減額する国の税収が減る一方で、国益上好ましくないためである。

- (15) 世銀レポートの抜粋（Russian Economic Report, No.7, February 10, 2004）：世銀レポートでロシアでのダミー会社の実態を示すレポートがあり、その抜粋は、次のとおりである。

「ロシアの多くの石油会社は、石油製品を市場に出すために関係販売会社に Shell company（ダミー会社）を使っている。また、Shell company を利用して、税金を減らすことが石油会社には認められている。その方法は、地方の税金軽減の優遇策を得て、法人利潤税の地方に帰属する部分を減らすために、その地方に販売会社を設立している。

ユコス社の例では、関係会社との取引を利用して、石油採掘会社の課税対象利益を地方の販売子会社へ移転するために、低い値段で販売することで、税金が軽減された販売子会社に多くの課税対象利益が計上されていた。

同じ方法は、売上額に応じて税金が決められる特別税の負担を軽減しようとしている石油会社にも利用されている。ユコス社は販売子会社がより低い税率で課税される場合に販売会社に売上収入を移転していた。

ロシアでは、販売子会社の過度な利用が、生産・製造部門から販売部門に利益または付加価値が移転することで、ロシアの経済情報を歪めている。Shell company の関係会社を利用したスキームは、法律に反するが、しかし一般に非常に広く利用されており、税逃れのためにダミー会社を作っているロシアの石油会社が含まれている。

ロシアの GDP の内訳で、GDP のほぼ 1/3 で全利潤の 2 分の一が販売部門で生み出されているということ、ロシアの石油・天然ガス部門がロシアの GDP のわずか 9% としか計算されていない疑問ででている。

一方、政府情報ではまた、ロシアの輸出の 80% 以上が石油天然ガスの輸出のみで資源輸出が GDP の 20% といっていることも矛盾している。ロシア政府が、移転価格の効果をして国民所得統計の際に調整することができていないことを示している。

すなわち、移転価格はサービス部門の付加価値を誇張する効果を示している。特に販売部門において、そして産業分門の付加価値の過小評価とくに移転価格を特に重用している石油天然ガス製造部門の付加価値を過少に評価されていることになっている。それほど、ロシアでは移転価格を利用して、資源製造部門の利益を資源の販売部門に移転されていることの証拠となっている。国際比較の情報を使うと、資源の製造部門の付加価値は 3 倍にしなければならない。

ロシアの GDP の額についての修正・見直しが重要である。

なぜならロシアのGDPを分析すると、ロシアの経済や法人の内部状況を示す興味深い情報のみならずロシアの移転価格と脱税の大きさを提供してくれる。」

(16) Olga V. Tutugina ハバロフスク経済法律アカデミー (大学) 准教授からのヒヤリング。

(17) 『産経新聞』2010年12月28日朝刊他から引用。

(18) 外資系企業に対する課税強化を政府の方針と明言した例：租税条約の中に、内外資無差別の原則があり、外資系企業に対する課税強化を政府の方針として公表することはしないが、後法優先の考えがある米国では、明言した例がある。

1992年クリントン大統領は、選挙戦のさなか、現行の移転価格ルールの実行強化によって、米国で事業を行っている外国企業から4年間で450億ドルの追加税金が確保できると主張した。それを受けて、IRS(内国歳入庁、日本の国税庁にあたる)のピーターソン長官は、「外国企業の納税不足額は最大でも年30億ドル程度と見なしている。IRSの試算は次のように計算されている。国内法人と外国法人の資産収益率は約1.2%の差がある。そしてこの差の半分(0.6%)が移転価格操作によるものとする。1989年の外国企業の総資産額は1兆4,290億ドルであり、0.6%の収益率の上昇は所得を86億ドル増加させる。合衆国の法人税率は34%であり、追加税金は約30億ドルとなる。」と述べている。

Kathleen Matthews, Could the U.S Really Raise \$45 Billion From Foreign Firms? Tax Notes, November 2, 1992より引用

(19) 個別事案と片付けられない理由：所詮、個別の課税事案だとして国民の関心が増えない理由に、新興国の税務当局が言うとおりに払えばいいでないかとか、新興国の税法の規定を順守していない企業のリスク管理がないのだから企業の責任という意識がある。しかし、新興国の言うとおりに税金を払おうと、原則現地子会社がファイナンスしなければならず、金額が多額な場合には今後の事業の継続性という意味で不可能なことが多い。日本の親会社が支援の負担をすればいいでないかという意見については、かりに親会社が現地子会社の税金を負担した場合には、日本の法人税法上寄付金と認定され、海外子会社への寄付行為は全額損金不算入となり、日本での法人税負担が膨らみ、連結決算上の法人税負担割合が多くなり、株主対策が難しくなる。また、いったん現地企業が課税を受けいれると後続事業年度も膨大な税負担が続くことになる。

その場合に、後続事業年度は、現地子会社に利益が多く移転できるようにすればという考えもあるが、それは、日本の本社の単体決算で利益が減り、雇用や事業規模の削減ということになり、まさに国内空洞化の一步にもなってくる。

さらに、日本の税務当局は、日本の本社に対し現地子会社に利益移転をしたという更正理由で、移転価格課税の追徴にするであろう。この場合にも二重課税となるのである。

現地での訴訟という選択もあるが、通常では和解勧告が多く、更正決定の取り消しは期待できない。その和解勧告を現地企業が承諾した場合であっても、日本の移転価格税制はその決定に一切拘束されず、二重課税が残る可能性が高い。

(20) Olga V. Tutugina ハバロフスク州経済法律アカデミー (大学) 准教授からのヒアリングによると、

「個人事業者や高額所得者で会計士を雇わない人は、自分でロシアの複雑な税法を理解しようとするも税金を少なく支払うことに熱心で、税務署は煩わしい所と考え、相互理解に至らないことが多い。税務署で働いている人は、みんなお金持ちというイメージを国民の多くが持っている。それは、税務職員は収税したものの一部を自分のものにしていてと考え、いいイメージを持っていない国民が多い。また、税金の訴訟で納税者側が勝っても、国民の多くがお金

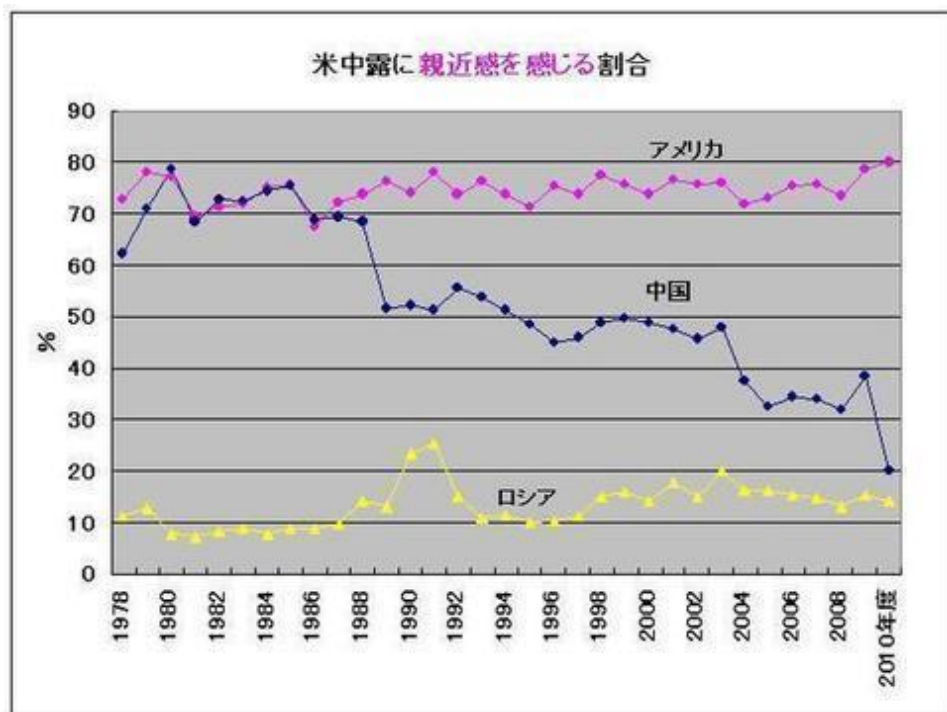
を回してうまく工作をしたと取るロシア人が多いと考えている。という国民意識である。税務調査を受けてもわいろを渡し、手加減してもらっているのではないかと、租税裁判所での争訟案件でも納税者に有利な判決が出る場合には、工作資金を使ったからと多くの国民が思っている。」

- (21) Elena G. Kovalenko ハバロフスク州経済法律アカデミー（大学）准教授からのヒヤリングによると、

「最近アジア方面にまで行く家族旅行が増えており、中国の北京近郊の河北省北戴河にロシア人村ができており、タイ、ドバイ、サイパンにもロシア人が大勢旅行をしている。一方、ロシア全国民の6割以上が1997年のロシア危機時の銀行への倒産からの不信感から銀行口座を持っていない。国外オフショアに銀行口座を持ち、ドルで預金やローンを組んでいるロシア人も多いといわれている。2006年1月から8月までのマネーロンダリングが6,000件の被疑案件があり、総額2000億ルーブル（80億ドル）に達しているとのニュースもあった。また、モスクワ市の中産階級（月の所得が1500ドル以上）の聞き取り調査では、66%の市民が貯金を全く持っておらず、借金をして住宅を購入し、自動車ローンを得て新車を購入している。」

- (22) 内閣府が毎年10月頃に発表している「外交に関する世論調査」の2010年度版によると、「親しみを感ぜない」とする者の割合が82.4%（「どちらかというとき親しみを感ぜない」47.7%＋「親しみを感ぜない」34.7%）となっている。前回の調査結果と比較して見ると、「親しみを感ぜない」（79.6%→82.4%）とする者の割合が上昇している。

なお、この調査は、2010年11月1日に、メドヴェージェフ大統領が国後島を訪問し、ロシア領であることを主張した前に行われたもので、現在はその率がもっと上がっているであろう。



出所：内閣府『外交に関する世論調査』2010年度版をもとにして作成された図を以下から引用。
<http://akiran1969.iza.ne.jp/images/user/20110214/1291316.jpg>

参考文献

- 1) 江頭寛 『ブーチンの帝国』、草思社 2004.
- 2) IBFD (Gutiérrez, C. et al.), *Global Corporate Tax Handbook 2010*, International Bureau of Fiscal Documentation, 2010.
- 3) Martinez-Vazquez, Jorge et al., *Tax Reform in Russia 2007*, Edward Elgar, 2008.
- 4) スティーブ・モリヤマ 『日系企業のためのロシア投資・税務・会計ガイドブック』、中央経済社 2007.
- 5) KPMG in Russia, *Doing Business in Russia*, KPMG, 2008.
http://www.kpmg.ru/russian/supl/library/taxlegal/Doing_business_in_Russia.pdf
- 6) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2003.01.08. (The Bureau of National Affairs International).
- 7) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2004.02.18.
- 8) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2004.06.09.
- 9) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2005.04.27.
- 10) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2006.02.01.
- 11) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2006.09.07.
- 12) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2007.01.24.
- 13) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2007.05.30.
- 14) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2008.02.28.
- 15) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2009.06.11.
- 16) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2009.10.08.
- 17) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2009.11.05.
- 18) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2010.02.25.
- 19) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2010.03.25.
- 20) BNA International Tax Centre, *Tax Management Transfer Pricing Report*, 2010.09.23.
- 21) ボブ・ウォリングフォード 「ロシア税制の概要と留意点について (1)」、税務研究会 『月刊国際税務』 2006.09.
- 22) ボブ・ウォリングフォード 「ロシア税制の概要と留意点について (2)」、『月刊国際税務』 2006.10.
- 23) ボブ・ウォリングフォード 「ロシア税制の概要と留意点について (3)」、『月刊国際税務』2006.11.
- 24) 松本裕子 「ロシア『税制の仕組み』」、中央経済社 『税務弘報』 2007.10.
- 25) 松本裕子 「世界税制事情ロシア」、税務研究会 『税経通信』 2010.12.
- 26) Avdonina, A. and Suvorova, I., Comparative Survey - Financing: A Global Survey of Thin Capitalization and Transfer Pricing Rules in 35 Selected Countries. Russia, :IBFD, *International Transfer Pricing Journal*, 2008, vol.15, no.6, pp.336-337.
- 27) デロイトトウシュ&トーマツ・リミテッド 「ロシア移転価格税制規則の改正」、: Deloitte, *World Tax Advisor*, 2010.04.30.
http://www.tohatsu.com/assets/Dcom-Japan/Local%20Assets/Documents/knowledge/tax-pdf/newsletter/eu_russia/jp_k_tax_newsletter_wta_russia100430_151110.pdf
- 28) デロイト会計事務所ロシア、『ロシアの税制 2008 年版』、Deloitte & Touche CIS, 2010.
http://www.deloitte.com/assets/Dcom-Russia/Local%20Assets/Documents/PDF%20files_2009/Doi

- ng-business-in-Russia2008_Japanese.pdf
- 29) BNA International, *Major Tax Developments in Russia and Other CIS Countries 2006*, The Bureau of National Affairs International Incorporated, 2006.
- 30) 岩城成幸 「ロシア経済の現状と日露経済関係」、国立国会図書館 『レファレンス』、no.653, 2005.06, pp.4-32.
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999890_po_065301.pdf?contentNo=1
- 31) 岩城成幸 『『サハリン 2』問題 ―資源ナショナリズムと環境問題の狭間で―』、国立国会図書館 『レファレンス』、no.676, 2007.05, pp.7-21.
http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200705_676/067601.pdf
- 32) 岩城成幸 「ロシアのWTO(世界貿易機関)加盟問題 ―世界経済との統合をめざすロシア―」、国立国会図書館 『レファレンス』、no.634, 2003.11, pp.3-24.
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999971_po_063401.pdf?contentNo=1
- 33) ニーナ・バシカトフ (Nina Bachkatov) 「ユコス事件の意味するもの」(三浦礼恒・斎藤かぐみ訳)、『ル・モンド・ディプロマティーク日本語・電子版』2003.12.
<http://www.diplo.jp/articles03/0312.html>
- 34) The World Bank in Russia, *Russian Economic Report*, No.7, 2004.02.
http://siteresources.worldbank.org/INTRUSSIANFEDERATION/Resources/305499-1245838520910/6238985-1251964834794/RER_7_eng.pdf
- 35) 日ロ北海道極東研究学会 『極東研ニュース』。
- 36) NPO 法人ロシア極東研 『ポストーク』(NPO 法人ロシア極東研機関誌)。
- 37) 内閣府 『外交に関する世論調査』、内閣府大臣官房政府広報室 2010.10.
<http://www8.cao.go.jp/survey/h22/h22-gaiko/index.html>
- 38) CPG Baltics OU 『バルトジャーナル』、「最新経済ニュース」
<http://www.cpgbaltics.com/modules/news/>
- 39) 横川和穂 「ロシアにおける中央集権化と地方自治体財政」、『比較経済研究』、vol.47, no.2, 2010.06, pp.1-14. http://www.soc.nii.ac.jp/jaces/V47-2_01.pdf
- 40) 藤和彦 『石油を読む』、日経文庫 2006。
- 41) ロシア NIS 経済研究所 『WTO 加盟がロシアの経済システムに与える影響』、ロシア NIS 貿易会 2007。
- 42) ロシア NIS 経済研究所 『ロシアの銀行・金融部門の最新事情』、ロシア NIS 貿易会 2007。
- 43) 富山栄子 『わかりすぎるグローバルマーケティング―ロシアとビジネス』、創成社 2005。
- 44) ロデリック・ライン他 『プーチンのロシア―21世紀を左右する地政学リスク』、日本経済新聞社 2006。
- 45) 武田善憲 『ロシアの論理―復活した大国は何を目指すか』、中公新書 2010。
- 46) 佐藤優 『ロシア闇と魂の国家』、文春新書 2008。
- 47) 木村汎・袴田茂樹・山内聡彦 『現代ロシアを見る眼―「プーチンの十年」の衝撃』、日本放送出版協会 2010。
- 48) 大前研一 『ロシア・ショック』、講談社 2008。
- 49) アンナ・ポトリコフスカヤ 『プーチニズム・報道されないロシアの現実』、NHK 出版 2005。
- 50) 廣瀬陽子 『強権と不安の超大国・ロシア―旧ソ連諸国から見た「光と影」』、光文社新書 2008。
- 51) NHK 取材班 『揺れる大国プーチンのロシア (NHKスペシャル)』、NHK 出版 2009。
- 52) エレーヌ・ブラン 『KGB 帝国―ロシア・プーチン政権の闇』(森山隆訳)、創元社 2006。

- 53) 佐藤正勝・高久 隆太・望月文夫 『Q&A 移転価格税制—制度・事前確認・相互協議』、税務経理協会 2007。
- 54) 内海英博・堀口大輔 『海外進出企業のための移転価格税制の実例と対策』、中央経済社 2004。
- 55) 村田守弘・石川敏夫・柴田篤 『ものづくり日本の海外戦略—関税と移転価格の波にもまれ』、千倉書房 2010。

ヒヤリング(2007年7月)

Olga V. Tutugina ハバロフスク州経済法律アカデミー (大学) 准教授

Elena G. Kovalenko ハバロフスク州経済法律アカデミー (大学) 准教授